

小山工業高等専門学校施設の有効活用に関する要項

制 定 平成13年6月13日

最終改正 平成18年4月1日

(目的)

第1条 この要項は、小山工業高等専門学校施設の有効活用に関する専門委員会規程(平成13年6月13日制定)第7条の規定に基づき、小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)の教育研究等施設が、時代の变革や社会的要請に対し弾力的・流動的に対応できるよう必要な管理運営方針について定める。

(施設の再配分・共同利用スペース)

第2条 校長は、教育研究等施設について、本来、組織の枠を越え全体として活用するという考え方のもとに、教育研究等の内容に応じ使用方法等の見直しを行い、適宜施設の再配分を図るものとする。

2 校長は、前条の目的を推進するため共同利用スペース(以下「共用スペース」という。)を確保するものとする。

3 校長は、共用スペースの提供を受ける者及びその使用期間を決定する。

(規模・期間)

第3条 共用スペースは、いずれの学科にも属さず、教育研究活動等が弾力的に展開できるスペースとする。

2 共用スペースの面積規模は、教育研究等施設の新築・増築・改修等を行う際に、整備部屋面積のおおむね20%を確保するものとする。ただし、整備面積が小規模又は特殊な用途を目的とする場合はこの限りでない。

3 前条第3項に定める使用期間は5年を上限とする。

(施設利用状況実態調査)

第4条 校長は、共用スペースを確保するため、教育研究等施設の利用状況実態調査(以下「施設実態調査」という。)を実施する。

2 施設実態調査は、教育研究等施設の利用状況のほか、実験機器等の稼働状況、安全管理状況等について、随時実施することができるものとする。

(是正勧告・改善報告)

第5条 校長は、教育研究等施設について有効活用を図る必要があると認めるときは、所管の不動産監守者並びに使用者に対し是正を勧告する。

2 是正勧告を受けた者は、改善方法を速やかに校長に報告しなければならない。

(管理)

第6条 共用スペースの提供を受けた者は、本校所属不動産管理規則(平成16年4月1日制定)第3条から第6条に定める責務を負うものとする。

2 共同利用スペース台帳を作成し、その管理は総務課施設担当職員が行う。

(調査結果の公表・施設の外部評価)

第7条 第4条の施設実態調査結果及び前条の共同利用スペース台帳については公表するものとする。

2 施設・設備に関する評価は、小山工業高等専門学校外部評価実施要項(平成12年7月

12日制定)に基づき実施するものとする。

(事務)

第8条 この要項に係る事務は、総務課施設係において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、この要項の運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成13年6月13日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。